

見本

5月29日（日）

〇〇町 春季クリーン作戦の実施について

（地域ボランティア清掃）

令和4年4月8日

〇〇 区長

〇〇 環境保健委員長

〇〇町の皆様へ

「私達の街は私達の手で」を合言葉に、快適で潤いのある生活環境を保つため、下記のとおり、春季クリーン作戦を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図るため、下記の開催条件をご確認いただき、開催が可能な条件下においては、区民の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

※開催条件 群馬県が定める「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」により発表される警戒レベルが「2」以下であること。

（5月以降一度でも警戒レベル「3」以上または「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」の発表があったときは中止とします。）

- 実施日時 令和4年5月29日（日） 午前7時～午前9時（集合時間厳守）
※小雨決行・雨天中止です。（順延はしません）
- 集合場所 集積場所
- 集積場所 裏面地図のとおり
- 清掃場所 地区内の道路、河川、側溝、公園、広場等及びその隣接地
- 清掃内容 ごみ・空き缶等の散乱物、雑草、雑木竹類、その他、環境衛生、都市美観、交通安全等を阻害している物件の除去及び清掃
- 清掃用具 専用ごみ袋（市より配布）を使用します。
- 注意事項
 - 専用ごみ袋を使用し、可燃・不燃に分別の上、9時までに指定場所へ整然と集積して下さい。（当日は9時から、ごみの回収作業が行われます。）
 - 地域のボランティア清掃ですので、家庭ごみは絶対に出さないで下さい。
- その他
 - 作業にあたっては、3密を避けるよう地区役員の指示に従い、新しい生活様式の徹底に努め、安全に十分配慮して下さい。
 - 脚立等を使用した樹木の剪定などは、業者へ委託をするなどし、クリーン作戦では行わないでください。
 - 万一、ケガ・事故等があった場合は、区長又は環境保健委員長に連絡して下さい。
 - 当日は必ず検温をしてからご参加いただき、発熱(37.5℃以上)や咳などの風邪症状、体調の優れない場合には参加をご遠慮ください。

共催 太田市・太田市区長会・太田市環境保健委員会

令和4年度 春季クリーン作戦 実施マニュアル（地区責任者用）

— 春季日程：令和4年5月29日（日） —

コロナウイルス感染症対策

- ・開催条件として群馬県が定める「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」による警戒レベル「2」以下であること。（5月以降一度でも警戒レベル「3」以上もしくは「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」の対象となったときは中止とします。）
- ・3密(密閉、密集、密接)とならぬよう配慮し、参加者同士が一定の距離を確保するよう促し、集合場所や集積場所などでは長時間滞在しないなど、各地区で開催方法を十分検討してください。
- ・発熱(37.5℃以上)や風邪の症状のある者、また、体調の優れない住民の参加は認めないよう厳守してください。
- ・クリーン作戦はボランティア清掃であることをご理解いただき、地区住民への参加の強制や罰金等の徴収は絶対に行わないでください。

警戒レベル等の判断により中止の場合

- ・ごみ袋の配布後に中止となった場合については、返却不要です。（次回クリーン作戦時にご使用ください。）
- ・業者による回収作業は行いません。職員による個別回収も行いませんのでご理解ください。

※各行政区の判断により、開催基準や天候等に関係なく開催を中止とする場合については、決定後速やかに事務局まで報告してください。

雨天の場合

- ・雨天中止とするかどうかは各行政区の判断にお任せします。（委託業者による回収作業は、雨天決行の予定です。）
- ・雨天中止でも、配布したごみ袋は、返却不要です。（次回クリーン作戦時にご使用ください。）

ごみ集積方法

- ・配布したごみ袋を使用し、可燃、不燃を正しく分別してクリーン作戦用の指定場所に整然と集積してください。
- ・雑草は、極力空き地等に埋めて処理して下さい。空き地等で焼却はしないでください。
- ・雑草を、やむを得ず集積場所に出す場合は、根についた土を落として、必ずごみ袋に入れてください。
- ・土の付いた草は重量があるため、ごみ袋の底が抜ける場合があります、回収に支障が出ます。
- ・雑木竹類は、長さ60cm・太さ10cm以内に切って、ヒモ等で束ねて整然と集積してください。

（それ以上の大きさになりますとパッカー車に積み込みが出来ませんのでご協力をお願いします。）

- ・取り残し防止のために、必ず午前9時までに、指定場所へ集積してください。
- ・施錠可能な集積場所であっても、施錠はしないでください。
- ・道路上に不法投棄されたものを事前に集めておいてクリーン作戦時に出すのは控えてください。

回収できないもの

- ・家庭ごみ、公共清掃以外のごみ
- ・土砂や灰
- ・産業廃棄物（コンクリートがら、タイヤ、バッテリー等）、家電四品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）
- ・指定集積場所以外に出されたごみ

側溝の清掃

- ・原則、行政区内にて、自己処理が可能な場合のみ実施してください。
- ・ごみ回収の委託業者は、側溝清掃の汚泥を回収できません。
- ・自己処理ができない行政区が実施する場合は、事前に、道路保全課へ直接連絡をして、汚泥回収の依頼をするようにお願いいたします。（道路保全課 TEL 0276-32-3491 西本町36-13）

クリーン作戦のチラシ

- ・事務局にて、共通仕様のチラシを一括作成とし、個別の要望には対応できかねますので、ご了承ください。
- ・ごみ減量と経費節減のため、全戸配布とせず、回覧文として配布いたします。
- ・どうしても独自の仕様・全戸配布を希望する場合は、行政区にて独自で作成してください。

その他

- ・クリーン作戦は、市共催のボランティア清掃ですので、不参加者への罰金徴収等は絶対にしないでください。
- ・脚立等を使用する樹木の剪定等については、業者へ委託をするなどし、クリーン作戦では行わないでください。
- ・作業中、万一、ケガ・事故等があった場合は、区長又は環境保健委員長が事務局へ連絡してください。
- ・市加入の補償保険が適用になる場合があります。（ただし、見舞金程度です。）
- ・クリーン作戦終了後に集積場所にごみの取り残しがあった場合には、早めに事務局へ連絡してください。
- ・クリーン作戦当日に事務局と連絡が取れない場合、市役所警備員室（0276-47-1111）へ連絡して、要件を伝えてください。事務局より折り返し、連絡いたします。

＜事務局＞
 太田市役所 環境政策課 環境企画係
 TEL 0276-47-1953（直通）